

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～自律的化学品管理に向けて～

2024年2月
徳島大学安全衛生管理推進会議

目次

1. 省令等改正の概要
2. 本学の対応、実施要領等
3. その他

1.省令等改正の概要

1.省令等改正の概要

～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正した。化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっている。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものである。

1.省令等改正の概要

法令による規制の対象外であった化学物質の取扱いによって健康被害が生じる事例が多く発生したことが背景にあり、この度、従来の物質ごとの個別具体的な管理から、化学物質の危険性・有害性情報に基づいた自律的な管理へと、労働安全衛生関連法令が改正された。その結果、化学物質を取り扱う際には自律的な管理を適切に行うための新たな対応が求められる。



※「自律的な管理」

- 国は化学物質の危険性・有害性を評価し、危険性・有害性情報の伝達の仕組みを整備・拡充する。
- 事業者はその危険性・有害性情報に基づいてリスクアセスメントを行い、リスクに応じてばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する。

1.省令等改正の概要

○主な改正の内容

【化学物質管理体系の見直し】

- ①労働安全衛生法(安衛法)に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存
- ②ばく露低減措置の実施(ばく露を最小限にする)、健康診断等
- ③衛生委員会の付議事項の追加
- ④がん原性物質使用者の作業記録、健康診断記録、意見聴取記録の保存
- ⑤皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

1.省令等改正の概要

○主な改正の内容

【実施体制の確立】

- ①化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務
- ②雇入れ時等教育の拡充

【措置の強化】

- ①事業場内別容器保管等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化
- ②作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

【措置の柔軟化】

- ①管理水準良好事業場における特別規則等の適用除外
- ②特定化学物質等に関する健康診断の頻度を、一定の要件で緩和

2.本学の対応、実施要領等

次ページから、省令等の改正に伴う、自律的化学物質の管理に向けた本学の対応や実施要領等をまとめていますが、あくまで“自律的化学物質の管理”が目的のため、各研究室の裁量でリスクアセスメント等を行っていくことが重要です。ただし、同じ教育機関として、各大学で足並みを揃えることも必要であるため、国立大学協会や他大学の動向を注視しながら、体制・運用を強化していき、必要の都度、本書も更新していく予定です。

2.本学の対応、実施要領等

目次

- P10～11 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質の追加 ☆重要
- P12 リスクアセスメント実施の義務対象物質の追加 ☆重要
- P13～17 本学におけるリスクアセスメント実施要領 ☆重要
- P18～19 ばく露低減措置の実施、健康診断等 ☆重要
- P20 衛生委員会の付議事項の追加
- P21 がん原性物質使用者の作業記録、健康診断記録、意見聴取記録の保存 ☆重要
- P22 薬品管理支援システム
- P23 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 ☆重要
- P24 化学物質管理者の選任
- P25 保護具着用管理責任者の選任
- P26 事業場内別容器保管等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化 ☆重要
- P27 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化 ☆重要
- P28 措置の柔軟化

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質の追加

以下のとおり、順次対象物が追加されます。

R6.4追加

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/Label_SDS_tsuika_R03.xlsx

R7.4 R8.4 追加

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/Label_SDS_List_R07R08_rev2_20231109.xlsx

今後、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトで随時公開されます。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質の追加

安衛法改正により、2023年4月から、ラベル表示対象物を他の容器に移し替えて保管する場合も、内容物の名称やその危険性・有害性情報をラベル等で伝達することが義務付けられることになっており、福井大学工学部技術部作成の「化学物質リスクアセスメントツール」にラベル出力機能が追加されています。

以下のページを参考に実施いただきますようお願いいたします。

http://roukan2.ad.u-fukui.ac.jp/risk_assessment_new/added_function.html#label

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎リスクアセスメント実施の義務対象物質の追加

以下のとおり、順次対象物が追加されます。

(ラベル表示・SDS交付の義務化対象物質と同等)

R6.4追加

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/Label_SDS_tsuika_R03.xlsx

R7.4 R8.4 追加

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/Label_SDS_List_R07R08_rev2_20231109.xlsx

今後、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトで随時公開されます。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

2. 本学の対応、実施要領等

☆重要

◎ 本学におけるリスクアセスメント実施要領

① 目的

本学において使用する化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる職員や学生への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減措置を講じることにより、負傷や疾病の発生を防止する。

② 対象物質

各研究室において使用するすべての化学物質

※使用せず保管しているだけの化学物質はリスクアセスメントを実施する必要はありません。

(今後利用する予定のない物質については廃棄をご検討ください。)

※法令改正により、リスクアセスメント対象物質が膨大に増えていますので、**すべての化学物質に対してリスクアセスメントを実施してください。**

③ 実施者

各研究室等における実験・研究等の代表者

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎本学におけるリスクアセスメント実施要領

④実施時期

毎年秋～冬にかけて、実施通知をさせていただきますが、すべての化学物質が対象となっておりますので、随時実施しておいてください。なお、次の1から3に掲げる場合は、その都度実施してください。

※昨年度以前に未実施の場合又は昨年度実施以降に次の1から3に該当している場合は、提出すること。既に実施提出している場合は、提出不要。

- 1.対象物質を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- 2.対象物質を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 3.対象物質による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生じるおそれがあるとき。

2. 本学の対応、実施要領等

☆重要

◎ 本学におけるリスクアセスメント実施要領

⑤ 実施方法

(1) 福井大学工学部技術部作成の「化学物質リスクアセスメントツール」を利用してください。

http://roukan2.ad.u-fukui.ac.jp/risk_assessment_new/RA_system.php?type=site0

(2) 化学物質名、実験条件等(実験条件入力の際、まず「半定量的手法」「定性的手法」「少量・低頻度向け」のいずれかを選択)を入力し、リスクレベル判定結果を出してください。

※教育研究機関における試験・研究目的使用の場合は、「少量・低頻度向け」による判定が推奨されています。

※選択の際は別添「本ツールを適切に使用するために(福井大学作成)」を参照してください。

http://roukan2.ad.u-fukui.ac.jp/risk_assessment_new/files/proper_usage.pdf

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎本学におけるリスクアセスメント実施要領

⑤実施方法

(3) 結果画面内の「保存用PDF出力」機能により「化学物質リスクアセスメント(健康障害防止)結果」を画面表示させてください。

※ 所属・氏名・種別は、講座等名・実施者名・学外学術研究機関とする。

※ 追加情報は、「結果の詳細」「火災・爆発CRA結果」にチェックする。

(4) 「化学物質リスクアセスメント(健康障害防止)結果」をPDFファイルに保存するとともに、プリントアウトし同研究室等において保管してください。

※リスクアセスメントの結果は、労働者が常時確認できるよう周知することが義務付けられています。

(5) (4)で作成したPDFファイルを各部局担当係へ送付してください。

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎本学におけるリスクアセスメント実施要領

厚生労働省が推奨している、CREATE-SIMPLEを利用できます。利用しやすい方で実施してください。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

※福井大学のツールは、CREATE-SIMPLEの設計基準を元に、一部、独自の改良加えた手法となっています。従って、この手法により得られるリスクの大きさは、CREATE-SIMPLEとほぼ同等な大きさとなります。ただし、経皮吸収リスクについては、NIOSHが定めた経皮吸収による全身毒性を示す「SYS」表記の基準に準じてばく露限界に補正係数0.1を乗じているため、CREATE-SIMPLEよりも10倍厳しい判定となりますが、ユーザー側でCREATE-SIMPLEの評価基準に変更することができます。

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎ばく露低減措置の実施、健康診断等

リスクアセスメントの実施により、高リスクの場合には、ばく露によるリスクを下げる対策(ばく露低減措置)として、以下の措置を順番に検討し、実施・記録してください。

1. より有害性の低い物質で代替できないか検討する。
2. 局所排気装置(ドラフトチャンバー等)を使用する。
3. より適切な取扱い方法に変更し、作業時間、取扱量を最小化する。
4. 適切な保護具を着用する。



※リスクアセスメント結果の提出後、リスクがⅡ以上である場合は、リスク低減措置の依頼を文書にて行います。(従前どおり)

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎ばく露低減措置の実施、健康診断等

濃度基準値が定められた物質(令和6年度67物質※1)について高リスク(リスクアセスメントの結果、低減措置を実施してもリスク2以上)であることが判明した場合は、ばく露測定(確認測定)※2を実施します。ばく露測定の結果、基準値を超えたばく露が判明した場合、取扱者に健康診断の受診を案内させていただきます。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001091286.pdf>

※2 ばく露測定(確認測定)

簡易測定(検知管など) 個人ばく露測定(個人サンプリング法)

⇒作業環境測定士と調整し、実施します。

2.本学の対応、実施要領等

参考

◎衛生委員会の付議事項の追加

本学の安全衛生委員会にて、リスクアセスメントの実施・結果等を報告事項としていたが、審議事項とします。また、委員会の所掌事項に「化学物質の自律的な管理の実施状況に関すること。」を明記します。

⇒国立大学法人徳島大学職員安全衛生管理規則の一部改正で対応
※事務方での対応ですので、あくまで参考として記載しています。

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎がん原性物質使用者の作業記録、健康診断記録、意見聴取記録の保存

対象となる物質(令和6年4月198物質※1)について、薬品管理支援システム(IASO)※2に記録してください。著しく汚染されたときには、事件事故報告書を作成して報告してください。

※1 対象となる物質(令和6年4月198物質)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001033355.pdf>

※2 薬品管理支援システム(IASO)

<https://iaso.ait231.tokushima-u.ac.jp/iasor7/fw/FW0000/>

参考:本学の薬品等の管理HP

http://gakunai.tokushima-u.ac.jp/univ-only/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/dokugeki/dokugeki_main.html#abc

2.本学の対応、実施要領等

◎薬品管理支援システム (IASO)

<https://iaso.ait231.tokushima-u.ac.jp/iasor7/fw/FW0000/>

以下を参考に、該当物質を登録し、使用する場合は、作業の記録をお願いします。

※簡易マニュアル

<http://gakunai.tokushima-u.ac.jp/univ->

[only/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/dokugeki/dokugeki_yakuhinkanrystem/01_iasoR7_simple\(R050207\).pdf](http://gakunai.tokushima-u.ac.jp/univ-only/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/dokugeki/dokugeki_yakuhinkanrystem/01_iasoR7_simple(R050207).pdf)

※運用マニュアル

<http://gakunai.tokushima-u.ac.jp/univ->

[only/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/dokugeki/dokugeki_yakuhinkanrystem/R040926setsumeikai/2.unnyo.pdf](http://gakunai.tokushima-u.ac.jp/univ-only/jimukyoku/zaimubu/keirika/sisan/dokugeki/dokugeki_yakuhinkanrystem/R040926setsumeikai/2.unnyo.pdf)

※事件事故等が発生した場合は、速やかに以下担当係にご連絡をお願いします。

- ・新蔵・常三島地区 人事課常三島職員係 内:82-7017 jnfuku1c@tokushima-u.ac.jp
- ・蔵本地区 人事課蔵本職員係 内:83-7019 jnfuku2c@tokushima-u.ac.jp

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚や眼に対する健康影響のおそれがある「皮膚等障害化学物質」として指定された化学物質などを取り扱う際には、不浸透性の保護手袋、保護メガネなど適切な保護具を着用してください。

※参考

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-64/hor1-64-25-1-0.htm>

2.本学の対応、実施要領等

参考

◎化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物を取り扱う部局に以下の職務を行う化学物質管理者を置く必要があります。事務方で選任の手続きを行います。

- (1) 安衛法に基づくラベル表示、安全データシート等の確認
- (2) 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- (3) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- (4) 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- (5) 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- (6) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2.本学の対応、実施要領等

◎保護具着用管理責任者の選任

リスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任する必要があります。以下のような職務を行います。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

※リスクアセスメントの結果、リスクレベルが2以上となり、そのリスクを下げるために保護具を使用することとなった場合に、保護具着用管理責任者を選任する必要があるため、人事課までご連絡ください。

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎事業場内別容器保管等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化

リスクアセスメント対象物について、以下のように別容器等で保管する場合は、ラベル表示等の方法で、名称やその危険性・有害性情報を伝達してください。

- ・対象物を、他の容器に移し替え、又は包装して保管する場合
- ・自ら製造した対象物を、容器に入れ、又は包装して保管する場合

2.本学の対応、実施要領等

☆重要

◎作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

- ①当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。

2.本学の対応、実施要領等

参考

◎措置の柔軟化

有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合は、1年以内に1回に緩和できることとする。

⇒他大学の動向等も確認しつつ、1年に2回の実施を維持します。

3.その他

3.その他

【参考】

- 労働安全衛生法の新たな化学物質規制(厚生労働省資料)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>

- 厚生労働省作成Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001092416.pdf>

- 化学物質情報管理研究センターウェブサイト

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

- 職場における化学物質対策について(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/anzen/anzeneisei03.html

3.その他

【参考】

○大学の自律的化学物質管理ガイドライン(国大協HP)

<https://www.janu.jp/univ/guideline/>

○福井大学リスクアセスメントツール

http://roukan2.ad.u-fukui.ac.jp/risk_assessment_new/RA_system.php?type=site0

○CREATE-SIMPLE

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

○薬品管理支援システム(IASO)

<https://iaso.ait231.tokushima-u.ac.jp/iasor7/fw/FW0000/>